

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(向台小学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
1	向台小	南部	1	【カントリーロード歩道の定期的除草(年2回)】 中学生の通学路、市民の散歩コースになっているため、定期的にお願いしたい。	当該路線の除草につきましては、例年草刈りを実施しており、昨年度におきましても、令和7年2月に広範囲にわたり一度実施した他、局部的に要望があった部分を数回実施しました。今年度におきましても、現地を確認しながら適切な時期を判断し、実施してまいります。また、近年雑草の成長が早く同時期に繁茂することから、どうしても早期の対応が難しい場合もありますので、緊急を要する場合には行政区の皆様にもご協力をいただけると助かります。皆様のお力添えをお願いいたします。	局部的な対応も含まれますが、7月8月10月に除草作業を実施いたしました。	建設部	道路整備課
2	向台小	南部	2	遠山川排水路の延長について	遠山川の整備は令和4年度に測量設計を実施し、令和5年度から整備工事を始めております。今年度以降につきましても、整備箇所を行政区と相談しながら、継続して整備を行う予定です。	今年度工事は3月中に完了予定となっております。来年度も引き続き整備を行う予定です。	建設部	道路整備課
3	向台小	南部	3	【「かっぱ祭り」パレード参加の変更についての詳しい説明と解釈について】 特に「自由参加」について	「かっぱ祭り」につきましては、近年の暑さの問題からこれまでも暑熱対策に取り組んでまいりました。今年度の開催にあたっては、昨年の改善点に基づき協議を行い、祭りの開始時間を15時から16時へ1時間遅らせたり、踊りパレードの回数を5回から4回へ1回減らして踊り時間を20分短縮する等の変更を行います。 「自由参加」につきましては、踊りパレードは今までも自由参加でしたが、従来、土曜日(事業所、団体の日)・日曜日(行政区の日)の区分を設けていたことから、一部の行政区の方からは参加しなければならない、という義務感を感じるとのご意見をいただいております。そのため、各行政区の実情に応じて、参加の判断をしていただけるよう4月25日に開催された区長会総会において、自由参加であることを明記した資料を作成し、配布させていただきました。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とのとおりです。 なお、令和7年度のかっぱ祭り踊りパレードは、各行政区、事業所および団体がそれぞれの実情に合わせて参加する曜日を選択できるよう、従来の「土曜日(事業所、団体の日)」「日曜日(行政区の日)」の区分を設けずに開催いたしました。また、団体に所属していない方も祭り当日に自由に踊りパレードに参加できるよう、「飛び込み参加枠」を設けました。その結果、土曜日は33団体2,876人、飛び込み参加に約30人、日曜日は41団体2,855人、飛び込み参加に約50人の方々にご参加いただきました。	環境経済部	未来創造課
4	向台小	向台	1	【空家対策課の対応について】 ①本事業認知状況 令和7年3月5日朝、地元班長を通じて、通報者から「夜中、ガラスが割れる音で目が覚めた。夜が明けて、朝、付近を確認したところ、隣接する空き家の玄関ドアガラスが割れていた。1人住まいなので怖い」と連絡を受けた。 ②本事業に対する対応の経緯 通報者宅に赴き、通報者案内により空き家に向いたところ、玄関ドア部ガラスが割れているのを確認、住居侵入の形跡が認められた為、牛久警察署に通報した。警察官が現場に来たが、「空き家持ち主の承諾がないと警察活動が出来ない」として、空き家の所有者連絡を求めた。 ③空家対策課への連絡 主管課の空家対策課に本事業を説明し、所有者連絡を求めたが、電話を受けた担当課職員からは「個人情報保護法があり教えられない」との返答であった。再度、警察要請として、所有者に連絡して警察官に連絡先を伝えてほしいと頼んだが「所有者の連絡電話がない、手紙を出して返信を受けてからではないと返事できない、警察にはこちらから連絡する」との返事を受けたが、その後何の連絡もなく、空き家の警察活動の様子もない。通報者も何回となく空家対策課に連絡するも何の対応もされていないとの事であった。 ④現況 空き家は優良物件でありながら、5月に入った今、空き家の玄関ドアのガラスは割れたまま3か月が経つ、通報者には担当課、警察からも未だ何の連絡もない、付近住民は心配で夜も眠れないと本件の対応に不信感を抱く言動がある。 ⑤本事業を踏まえて、空家対策課の考え、「空き家の優良物件」の定義について回答をお願いします。	当該空家に対する対応状況 当該空家に対する市のこれまでの対応ですが以下のとおりです。 令和7年3月31日 ○区長より市に対して当該空家の窓ガラスが割られた件で警察が対応したが、所有者の許可がなければ調査などができないと言われたため、市で所有者と連絡を取ってほしいと要望を受ける。 ○市より警察に対し上記件の内容確認。 ○市より所有者に対し警察に連絡するよう依頼する文書を送付。 令和7年4月9日 ○市より警察に対し所有者からの連絡の有無の確認。連絡無し。 令和7年5月9日 ○警察より市に対し所有者からの連絡の有無の確認。市にも連絡がない旨を回答。 令和7年5月21日 ○市より警察に対し所有者からの連絡の有無を再度確認。連絡無し。 ○区長に市のこれまでの対応状況を説明。 ○近隣住民に市のこれまでの対応状況を説明。 令和7年5月26日 ○所有者宅訪問。不在であったが、応急措置と栄町交番への連絡と敷地内の草木の繁茂の改善を文書で依頼。 令和7年5月27日 ○現地確認、割れた窓ガラスの応急措置を確認。 以上がこれまでの取組み状況となります。今事業については、市でも区長等への連絡などが足りなかったと考えておりますので、今後は、区長への対応状況の説明などを密にしながら解決に向け、所有者への働きかけを実施して参りますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。 「空き家の適正管理物件」について 市では、市で把握している空家の情報と、地元の事情に精通した行政区役員の皆様との情報共有(情報の擦合せ)を目的に行政区別空家分布図を年に1回配布しております。 図中に示している「適正管理物件」は、空家所有者等により適正な管理がなされていると市で判断した物件であり、「管理不全物件」は、空家所有者等による管理がなされず、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼしていると市で判断した物件となります。そのため、必ずしも「適正管理物件」が「優良物件」を指すものではないとさせていただきますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。	以下の通り対応を進めております。 OR7.7.7 剪定・除草についての再度の情報提供を所有者に行った。 OR7.8.28 所有者の自宅訪問(不在) OR7.9.1 所有者から電話があり、今月中に現場対応をする約束をした。 OR7.9.9 現場対応を確認 OR7.9.10 区長より、現場対応確認の入電あり。現場の改善は完了した。	建設部	空家対策課
5	向台小	緑ヶ丘	1	【市バス利用の燃料代負担について】 市バス利用は行政区にとっかかりがえないのない交流の場であり。例えばシニアクラブの利用は普段中々外出が出来ない独居老人、日常的な買物以外あまり遠方に行くことが出来ない人達が市バスを利用した研修活動に近所の人と気軽に出掛けられ、しかも安価に利用出来る楽しさ。又子供達の利用は青少年育成会が少ない予算を工面し親子づれ、仲良しどうしが誘いあい年1回の社会科見学の実施など、これまで市バスを利用して頂いたからこそ実施出来たことで、その活動に水を差すことが燃料代を負担しろとは！ 節減対策としてこの分野にまで手を付ける前に他にやるべき対策は多いと思います。一般市民からささやかな楽しみを奪うような市政運営に対して再考を要望します。	牛久市では、おくの義務教育学校生徒児童通学、市立小中学校等の校外学習・部活動・遠足等の大半を直営バスで行うほか、ご意見にもありますように行政区、シニアクラブ、文化団体等の団体にご利用いただいております。 従前から、行政区等のご利用には、バスを運行する直接的な経費として、有料道路代と駐車場代をご負担いただいておりますが、近年の燃料価格の高騰と、ご利用なさる方とそうでない方の負担の公平性も考え、今年度から燃料代についても利用者の皆さんにご負担をお願いしております。 近隣自治体でも市の事業でない目的のバス利用については、多くの自治体で同様の費用負担をお願いしており、バス利用を市の事業のみとしている自治体もあるのが現状です。 諸物価値上がりの報道が続く折、申し訳ありませんがこのような次第ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。	報告なし	総務部	管財課
6	向台小	東区	1	【街頭防犯カメラの設置状況について】 牛久市では牛久警察署と「街頭防犯カメラ設置に関する協定」を締結して、主要道路の交差点に計画的に街頭防犯カメラを設置していることは承知しています。 そこで、現在の街頭防犯カメラ設置場所・台数、今後の設置計画について教えてください。	協定に基づき令和6年度までに設置した街頭防犯カメラは17箇所、27台です。今後は5箇所に設置する計画となっております。詳細につきましては、資料の「協定に基づく街頭防犯カメラ設置計画一覧」とおとなります。	報告なし	市民部	地域安全課

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(向台小学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
6	向台小	東区	2	【行政区運営補助金について】 地域住民相互のふれあいを促進し、地域まちづくりの推進を図るため、行政区運営補助金(以下「補助金」という)が交付されている。 補助金の額は (1)広報紙等の配布戸数に応じた次に掲げる額 戸数 499戸まで 25万円 ・ 500戸～9999戸まで 27万円 ・ 1,000戸以上 28万円 となっているが、「広報紙配布戸数に応じて」を「住基台帳に基づく戸数」に変更を検討お願いします。 行政区は自治活動が中心だが、広く行政区内に居住する人達の様々な問題解決にも取り組んでいる。	【行政区運営補助金について】 地域住民相互のふれあいを促進し、地域まちづくりの推進を図るため、行政区運営補助金(以下「補助金」という)が交付されている。 補助金の額は (1)広報紙等の配布戸数に応じた次に掲げる額 戸数 499戸まで 25万円 ・ 500戸～9999戸まで 27万円 ・ 1,000戸以上 28万円 となっているが、「広報紙配布戸数に応じて」を「住基台帳に基づく戸数」に変更を検討お願いします。 行政区は自治活動が中心だが、広く行政区内に居住する人達の様々な問題解決にも取り組んでいる。	【行政区運営補助金について】 地域住民相互のふれあいを促進し、地域まちづくりの推進を図るため、行政区運営補助金(以下「補助金」という)が交付されている。 補助金の額は (1)広報紙等の配布戸数に応じた次に掲げる額 戸数 499戸まで 25万円 ・ 500戸～9999戸まで 27万円 ・ 1,000戸以上 28万円 となっているが、「広報紙配布戸数に応じて」を「住基台帳に基づく戸数」に変更を検討お願いします。 行政区は自治活動が中心だが、広く行政区内に居住する人達の様々な問題解決にも取り組んでいる。	市民部	市民活動課
8	向台小	東区	3	【大災害発生時の一次避難場所の開放について】 東区は東区会館が一次避難場所に指定されている。大災害発生時は避難所開設準備として、避難所従事職員(市職員)及び施設管理者が受入準備を行うとされている。 そこで、 ・避難所従事職員(市職員)はあらかじめ指定されているのか。 ・避難所従事職員(市職員)は無線機等を持っていくのか。 等について教えてください。	牛久市における第1次避難場所は、災害発生直後、命の危険から一時的に身を守るための場所で、各行政区の区民会館などが指定されています。第2次避難場所は、自宅が倒壊するなどして住めなくなった人が、一定期間、生活を続ける場所で、各学校の体育館などを指定しています。 「牛久市地域防災計画」では、第2次避難場所の開設は施設関係者や避難所従事職員が行うこととし、各避難所に避難所従事職員3名を配置、避難所のカギを所持しております。無線機につきましては、学校に配備しているものでの対応を考えております。 市としましては、できるだけ集約し食事の供給なども第2次避難場所でおこなう考えであり、第1次避難場所につきましては開設、運営ともに行政区でおこなっていただく想定でございます。	報告なし	市民部	防災課
9	向台小	みどり野	1	【ゴミ収集の抜本的改革について】 高齢者から再三再四要望されているので、前年度に繰り返し意見提案します。 高齢のため、足が不自由でゴミ収集場所まで、ゴミ袋を持っていくことが困難になっているのでゴミ収集方法の抜本的な改革をお願いします。	足が不自由で歩行が難しいため、日常のゴミ排出に支障をきたしている高齢者の方々には大変ご不便をおかけしております。ゴミの収集方法につきまして、現在の集積所収集ではなく、例えば、各戸収集とした場合、当市の約37,000世帯分を個別に収集することとなり、現在約2,300箇所ある収集箇所及び収集時間が大幅に増加いたします。各戸収集を実施するためには、収集に必要な車両及び人員を確保することが難しいだけでなく、多額の委託料が見込まれるなど多くの課題がございます。 現在、高齢者や障がいをお持ちの方で、ごみ出しが困難な場合で、一定の要件を満たす方については、「ふれあい訪問収集(個別訪問収集)」により、ごみ出し支援を実施しておりますので、廃棄物対策課までご相談いただければと思います。	報告なし	環境経済部	廃棄物対策課
10	向台小	みどり野	2	みどり野行政区内には、コミュニティバスと路線バスが重複するエリアもあるため、バス停の配置を考慮している状況もありますが、ルート全体の所要時間やその他のルートも含め、運転手不足や車両数などが限られた中で、効率的な配置や便数など、市内公共交通全体での検討を引き続き行ってまいります。	みどり野行政区内には、コミュニティバスと路線バスが重複するエリアもあるため、バス停の配置を考慮している状況もありますが、ルート全体の所要時間やその他のルートも含め、運転手不足や車両数などが限られた中で、効率的な配置や便数など、市内公共交通全体での検討を引き続き行ってまいります。	市内コミュニティバス及び路線バスの再編に伴い、御意見をいただいたエリアにつきましても、乗客数や運行時間、運行効率等を考慮し、運行事業者である関東鉄道株と協議を実施いたしました。各路線全体の運行効率性を踏まえ、現状のままの運行を継続する計画です。	経営企画部	政策企画課
11	向台小	みどり野	3	消防分団の受け持ち区域の指定が不明瞭であります。受け持ち区域の指定方法についてご教示願います。	過去には、消防分団が活動する範囲を、消防分団の所在地によって第1出動・第2出動と担当の消防分団を配置することで、迅速かつ効率的な消火活動や防災活動を行える体制を整えておりました。しかし、消防団活動と仕事等の両立が困難な団員も多く、平時に消防団活動を十分に行えない課題も出てきたことから、火災の出動範囲につきましては、明確な受け持ち区域は指定していません。市内を牛久地区・岡田地区・奥野地区の3地区に分けた範囲を目安として定めておりますが、これは分団と地域の歴史や関係性があることから、実状に応じて慣行的に築かれてきたためと認識しております。	報告なし	市民部	防災課
12	向台小	東みどり野	1	東みどり野区においては、高齢化率が向台小学校区6行政区で一番の47.6%となっており、班長のなり手が少なくなり、何世帯もスキップをして班長になっていただいているのが現状です。広報紙の配付や区費・募金の集金が大変だという声が年々増えてきております。 区費の集金に関しては、振込、口座引落し、カード決済、コンビニ決済等々いろいろな方式を検討しましたが、メリット・デメリットがあり、経費もかかることから少ない区費(月300円年間3,600円)では難しいことから、班長会では現状の方式で理解を求めながら継続しています。 班長が集金で各戸を年2回訪問して、安否確認と班内のコミュニケーションを図ることは大変有意義なことと考えています。 集金で訪問をしなくなると、住民間のつながりが薄れ、知り合いが少ない地域と変貌してしまう恐れがあります。これは日々の挨拶や交流の低下につながり、結果的に地域の防犯にも悪影響を与える可能性があります。 このような状況で、広報紙配付を外部委託にするとか、広報うしくの1日号・15日号を一本化するという検討をする時期に来ているのではないのでしょうか？	「広報うしく」につきましては、現在1日号及び15日号の月2回発行しています。 1日号では「市政情報」を中心とする内容を、行政区を通して配布していただき、15日号では「お知らせ版」を、業者へ委託しポスティングにて配布しています。 市では、公式ホームページ・かっぱメール・SNSなど、市民の皆様へ向けてより多くの情報を発信できるような媒体の多様化に努めております。 中でも「広報うしく」は、市からのお知らせや市内の身近な出来事を市民の皆様にお伝えする貴重な情報発信媒体と考えております。 このような中、行政区による広報紙配布につきまして、行政区の皆様にも多大なご負担をおかけしていることは認識しておりますが、ご指摘の外部委託化や1日号・15日号の一本化につきましては、現在各行政区に交付しております交付金の算定方法にも関わってまいりますことや、月1回にした場合タイムリーな情報が届けられなくなるなど、課題もありますので、慎重な検討が必要と考えております。	報告なし	市長公室	広報広聴課
13	向台小	東みどり野	2	高齢化でゴミ集積所の清掃当番が億劫、ゴミ集積所まで持って行くのが困難という方も増えてきており、戸別回収にして欲しいとの要望も出てきております。	ゴミの戸別収集は、市民にとっては、集積所までゴミを運ばなくても済むため、利便性が向上することは言うまでもありませんが、本市の約37,000世帯を戸別に収集することは、現在約2,300箇所ある収集箇所及び収集時間が大幅に増加することから、収集に必要な車両及び人員を確保することが難しいだけでなく、委託料が多額となることが見込まれるなど多くの課題がございます。 現在、高齢者や障がいをお持ちの方で、ごみ出しが困難な場合で、一定の要件を満たす方については、「ふれあい訪問収集(個別訪問収集)」により、ごみ出し支援を実施しておりますので、廃棄物対策課までご相談いただければと思います。	報告なし	環境経済部	廃棄物対策課
14	向台小	みはらし台	1	小学校始業前の見守りがあれば良いとの声がありました。* 朝の学童など(子供たちだけで入り口前でまわっているため危険)	向台小学校につきましては、ご指摘のとおり、開錠時間である7時50分まで、昇降口前で待つ子どもたちと送迎の車が接近し、危険な場面も見られることから、学校と連携し、子供たちが安全に待つことができるセーフティーゾーンを確保するなど、事故の未然防止に向けて対策を検討してまいります。 あわせて、送迎のルールを保護者と確認、共有し、子どもたちが待っている場所と、送迎の車が侵入する場所を分離して、事故が起こらないよう再度周知、徹底してまいります。	報告なし	教育委員会	教育支援課